



KAMIKAWAJI

# 上川路会計通信



## 税理士法人 上川路会計

- 本店 下荒田事務所
- 支店 名山町鹿児島ビル事務所
- 支店 甲南永山事務所



第282号

代表  
上川路 長生

ごあいさつ

笑顔満開

4月になり、四季折々の美しい自然に恵まれた日本を代表する桜日和の便りに癒されて過ごしています。鹿児島の開花宣言が発表された土曜日の甲突川河畔緑地では、花見を待ちわびた家族連れで賑わっていました。コロナによる制限が解除されて、レジャーシートを広げて4年ぶりの宴会を楽しむグループが多く見られました。笑顔満開の新社会人が誕生した職場には活気が溢れていて、コロナから解放されて“地域経済の活性化に貢献して欲しい”と企業トップは、若さに期待する檄を飛ばしていました。

岸田文雄首相は、ウクライナの首都キーウの電撃訪問を果たしました。5月の先進7ヵ国首脳会議（G7広島サミット）の議長として、サミット前の訪問時期を模索してきました。安全面のリスクを乗り越えて実現にこぎ着けることが出来ました。岸田首相によるウクライナへの電撃的訪問は、中国の習近平国家主席がロシアを訪問した時期と重なり、先進7ヵ国（G7）の議長国として、ウクライナとの結束を国際社会に示す機会となりました。ゼレンスキー大統領と連携強化も確認し、同時期に首脳会談を行った中国・ロシアとの対立姿勢を鮮明に印象づけました。

「桜が開花し本格的な春を迎えたこの日は、日韓の新たな章を共に開く機会が訪れ、大変うれしい」と3月16日、岸田首相は韓国の尹錫悦大統領と首相官邸で会談し、両国関係の正常化で合意しました。日韓首脳はシヤトル外交再開を表明して、冷え切った日韓関係の雪解けに舵を切りました。2018年10月、韓国最高裁が元徴用工訴訟で日本企業に賠償を命じた結果、両国の関係は戦後最悪といわれるまで冷え込んでいました。弾道ミサイル発射を繰り返し脅威が高まる北朝鮮や、習近平一強の覇権主義的な行動を続ける中国への対応のためには、日米韓の安全保障協力を強化しなければならないのです。日韓の首脳は、これまで何度も歴史問題の解決と未来志向の関係構築で合意しながら一方的に覆されてきました。今後は賢明な対応が求められています。

宇宙航空研究開発機構（JAXA）は、3月7日新型主力機H3ロケット初号機を、種子島宇宙センターから発射しました。日本国中の期待を一身に背負って、轟音と共に力強く

## 目次

ごあいさつ “笑顔満開”	…1P
税務カレンダー	…2P
2023年4月・5月の経理・税務チェックリスト	…3P
会計・税務のQ&A！	
“令和5年度税制改正 主なポイント”	…4・5P
企業防衛対策のおすすめ	…6P
学習まんが『税金のひみつ』が完成！	…7P
職員コラム 今月の担当：畠中 由香	…7P
随想 “『さいふ参り』上川路 美恵野”	…8P

上昇する姿に誰もが成功を信じました。順調に飛行を続けていた5分過ぎには、和やかなムードは暗転して、“指令破壊”信号は発出されて打上げは失敗に終わりました。JAXAは、電源系統の一部の異常から2段目のエンジンが着火しなかったと明らかにしました。今後の宇宙開発の根幹を担うH3ロケット初号機の発射に失敗して、日本のロケット技術への信頼は失墜してしまいました。宇宙戦略への早期の見直しと、捲土重来が期待されます。

第5回WBCで、前回の覇者米国を破った日本代表“侍ジャパン”は世界一となり、列島の街角では歓喜と拍手に包まれました。最後に実現したエンゼルスของทีมメイトの投手大谷と米国現役最強打者トラウトの日米ドリーム対決に、世界の野球ファンは酔いしれました。MVPに輝いた“大谷による大谷のための大会”といわれ、選手を信じて筋書きのない多くのドラマを演出した栗山英樹監督の名采配が光りました。ダルビッシュ選手・スートバー選手・吉田選手など大リーガーを中心に、全員野球の勝利でした。

賛美の言葉がみつからないほど藤井聡太六冠の強さは、将棋界では群を抜いています。棋王戦第五番勝負に勝利して六冠になり、今月から渡辺明名人にタイトル戦で一番長い歴史を持つ名人戦で挑戦します。勝率8割を超える破竹の勢いのままに、早ければ今秋の王座戦で八冠完全制覇も夢ではなくなってきました。（令和5年4月吉日）

## 2023年4月

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	5/1	5/2	5/3	5/4	5/5	5/6

### <2月決算会社申告書提出>

5月1日まで

- ・2月決算法人の確定申告
- ・8月決算法人の中間申告(半期分)
- ・消費税、地方消費税の中間申告  
5月決算法人 第3四半期分  
8月決算法人 第2四半期分  
11月決算法人 第1四半期分
- ・2・5・8・11月決算法人及び  
個人事業者(前年12月分)の3月  
ごとの期間短縮に係る確定申告
- ・消費税の年税額が4,800万円超の  
1月、2月決算法人を除く法人の  
1月ごとの中間申告(12月決算法人  
は2か月分)
- ・公共法人等の道府県民税及び市町村  
民税均等割りの申告

4月10日まで

- ・源泉所得税の納付
- ・住民税の特別徴収税額の納付

4月17日まで

- ・給与支払報告に係る給与所得者  
異動届出提出期限

4月中において市町村の条例で定める日

- ・固定資産税(都市計画税)の第1期分の納付
- ・軽自動車税の納付

## 2023年5月

### <3月決算会社申告書提出>

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31	6/1	6/2	6/3

5月31日まで

- ・3月決算法人の確定申告
- ・9月決算法人の中間申告(半期分)
- ・消費税、地方消費税の中間申告  
6月決算法人 第3四半期分  
9月決算法人 第2四半期分  
12月決算法人 第1四半期分
- ・消費税の年税額が4,800万円超の2、3月  
決算法人を除く法人・個人事業者の1月  
ごとの中間申告
- ・個人の道府県民税及び市町村民税の  
特別徴収税額の通知
- ・確定申告の際の延納届出に係る延納税額  
の納付
- ・3・6・9・12月決算法人及び個人事業  
者の3月ごとの期間短縮に係る確定申告

5月10日まで

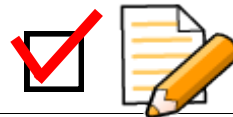
- ・源泉所得税の納付
- ・住民税の特別徴収税額の納付

5月中において都道府県の条例で定める日

- ・自動車税の納付
- ・鉦区税の納付

5月15日まで

- ・特別農業所得者の承認申請



## 3月決算の事務作業

- 3月決算法人では、決算に伴って帳簿締めや預金残高の確認・照合、試算表等の各種帳票の作成を行います。そして、決算方針などを確認し、確定した数字に基づいて決算報告書の作成等を行います。法人税・消費税の申告納付期限は、原則事業年度終了日の翌日から2ヶ月以内です。  
新年度の様々な事務手続きとも重なりますので、ミスのないように段取り良く作業を進めるようにしましょう。

## 給与支払報告に係る給与所得者異動届出

- 住民税の徴収方法を特別徴収で選択している事業者で、4月1日現在で昨年の給与支払報告書を提出した社員のうち、給与の支払を受けなくなった社員がいる場合には、4月17日までにその社員が住んでいる市区町村長に届出をします。

## 新年度の給与関係事務

- 新年度にあたり、新入社員がいる場合には、給与計算前に「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」の提出をしてもらいます。また、昇給がある場合には、基本給の変更だけでなく、基本給に応じて変更になる時間外手当や各種手当等の計算にも注意が必要です。

## 5月納付の源泉所得税・住民税の納付準備

- 5月のはじめは、ゴールデンウィークによる連休でバタバタしがちです。毎月10日が納付期限の源泉徴収税や住民税等の支払には、注意が必要です。4月中に納付の準備をしておくといいでしょう。

## 納税資金の確認

- 法人は決算日から2ヵ月以内に法人税や住民税などを納付しなくてはなりません。計画的に納税資金の準備をしましょう。

# 2023年5月の経理・税務チェックリスト



## 3月決算法人の確定申告と納税

- 3月決算法人は、法人税・消費税の確定申告・納付、法人事業税・法人住民税等の申告・納付があります。また、決算後の配当金の支払いに関しても、税務署に提出する支払調書の作成、配当金からの源泉徴収・納付事務がありますので注意しましょう。

## 9月決算法人の中間申告

- 9月決算法人は、法人税の中間申告の時期です。中間申告には、前年度の法人税額の2分の1を申告・納税する予定申告と、仮決算による申告の2つの方法がありますので、選択可能であれば、自社の業績や事務負担上有利な方を選択しましょう。

## 個人住民税の特別徴収の準備

- 個人住民税の税額は、毎年6月に切り替わります。各社員の住所地の市区町村から送られてくる納税通知書に従って、事前に給与台帳や給与計算表への転記、給与ソフト等のデータ変更を行っておきましょう。

## 夏季賞与の検討と情報収集

- 夏季賞与を支給する場合には、賞与の支給額を決めるための準備が必要です。業績や勤務成績などの情報を整理し、人事評価資料の配付などを行いましょ。

## 障害者雇用納付金の申告

- 令和4年4月～令和5年3月までの12ヶ月間のうち、常時雇用労働者の総数が100人を超える月が5ヶ月以上ある場合、事業主は障害者雇用納付金の申告義務があります。


# 会計・税務のQ&A!



## テーマ 『令和5年度税制改正 主なポイント』

令和5年度の税制改正法が、3月28日の参議院本会議で可決・成立しました。  
昨年12月に公表された「令和5年度税制改正大綱」の冒頭では、基本的な考え方として主に以下のような項目が上げられていました。

- 資産所得倍増プランのための「貯蓄から投資へ」
  - マーケット、産業、人材への成長投資を一体的に強化し、「成長と分配の好循環」の連鎖を生み出す
  - さらなる「公平で中立的な税制の実現」のための中長期的な税制の検討
- これらの考え方を実現するための今回の改正の概要を見ていきたいと思います。

<p><b>個人所得税</b></p> <p>資産を貯蓄から投資へ</p> <p>公平で中立的な税制の実現</p> 	<p><b>NISA制度の抜本的拡充・恒久化</b></p> <p>NISAの非課税期間を無期限に。年間の投資上限額を拡充</p>
	<p><b>スタートアップへの再投資に係る非課税措置の創設</b></p> <p>上場株を売却し新興企業(スタートアップ)に再投資した場合、20億円までの売却益を非課税に</p>
	<p><b>極めて高い水準の所得に対する負担の適性化</b></p> <p>年間所得金額30億円超の人の税負担を引き上げ</p>
	<p><b>特定非常災害に係る損失の繰り越し控除の見直し</b></p> <p>災害による損失を差し引く「雑損控除」の繰越期間を5年に延長</p>

<p><b>法人課税</b></p> <p>「成長と分配の好循環」の連鎖を生み出す</p>	<p><b>研究開発税制の見直し</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・研究開発費の増加インセンティブ(=動機づけ)を更に強化するため、試験研究費の増減に応じた税額控除率のカーブを見直し。</li> <li>・研究開発費を増加させるインセンティブを与えられるように、試験研究費の増減に応じて、税額控除の上限も変動させる制度を新たに導入。</li> <li>・幅広いスタートアップ企業との共同研究・委託研究を促すため、オープンイノベーション型の「研究開発型スタートアップ企業」の範囲を大幅に拡大。</li> </ul>
	<p><b>企業による先導的人材投資に係る税制措置</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人が大学、高等専門学校又は一定の専門学校を設置する学校法人の設立を目的とする法人に対して支出する寄附金であって、その設立のための費用に充てられるものを指定寄附金とする。</li> <li>・特別試験研究費の対象費用に、博士号取得者又は一定の研究業務の経験を有する者に対する人件費を追加し、税額控除率を20%とする</li> </ul> <p>→企業の成長を先導する人材の創出を後押し</p>
	<p><b>オープンイノベーション促進税制の見直し</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発行法人以外の者から購入により取得した株式でその取得により総株主の議決権の過半数を有することとなるものを、税制の対象となる特定株式に加える。</li> </ul>

## 相続税・贈与税

次世代への早期資産移転

資産の再分配機能

### 資産移転の時期の選択により中立的な税制の構築等

- ・相続財産に加算する生前贈与を相続開始前3年間から相続開始前7年間に
- ・相続時精算課税は年110万円まで申告不要に
- ・教育資金の一括贈与の非課税措置を26年3月末まで延長
- ・結婚・子育て資金の一括贈与の非課税措置を25年3月末まで延長



## 納税環境整備

### 電子帳簿等保存制度の見直し

・電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存制度については、電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存をすることができなかつたことにつき相当の理由がある事業者等に対する新たな猶予措置を講ずるとともに、検索機能の確保の要件について緩和措置を講ずる。

・過少申告加算税の軽減措置の対象となる優良な電子帳簿について、その範囲を合理化・明確化する。

### 課税・徴収関係の整備・適正化

・申告義務を認識していなかつたとは言い難い高額な無申告に対し、無申告加算税の割合を引き上げる。また、連年にわたって繰り返し無申告加算税等を課される者が行う更なる無申告に課される無申告加算税等を加重する措置を講ずる。

## 消費課税

### インボイス制度の円滑な実施に向けた所要の措置

・これまで免税事業者であった者がインボイス発行事業者になった場合の納税額を売上税額の2割に軽減する3年間の負担軽減措置を講ずる。

・一定規模以下の事業者の行う少額の取引につき、帳簿のみで仕入税額控除を可能とする6年間の事務負担軽減策を講ずるほか、少額の返還インボイスについて交付義務を免除する措置を講ずる。

### 自動車重量税のエコカー減税の見直し

・自動車重量税のエコカー減税について、異例の措置として現行制度を令和5年末まで据え置くほか、据置期間後は、制度の対象となる2030基準達成度の下限を3年間で段階的に80%まで引き上げる等の所要の措置を講ずる。



### 承認酒類製造者に対する酒税の税率の特別措置の創設

・酒税の保全のために酒類業の健全な発達に資する取組を適正かつ確実に行うことについて承認を受けた酒類製造者に係る一定の酒類について、製造規模に応じて酒税を軽減する措置を講ずる。あわせて、現行の酒税の特例措置は廃止し、新たな特例措置への移行に伴う激変緩和のための経過措置を講ずる。

## 国際課税

### グローバル・ミニマム課税への対応

・グローバル・ミニマム課税とは、企業が最低限負担すべき法人税の割合を15%に定める仕組み。国家間の税率の引き下げ競争に歯止めをかけるために、経済協力開発機構(OECD)加盟国を中心とする約140カ国・地域が合意した。

この「グローバル・ミニマム課税ルール」が、2024年4月1日以後に開始する会計年度から適用される。

詳細は財務省HPにてご確認下さい！

## ○ 企業防衛対策のおすすめ ○

### 人材確保や離職防止の対策

企業の永続的な発展には優秀な人材確保がポイントしてあげられます。

しかし、少子高齢化による生産年齢人口の減少に伴い、特に中小企業では人手不足が深刻化しています。企業が選ぶ側から選ばれる側へと変化しているなか、「選ばれる」企業になるためのひとつの施策として、**福利厚生制度の充実や退職金制度の導入**などがあります。これらの制度を充実させることは、従業員満足度を向上させ、採用や離職防止にもつながります。

### 保険を活用して福利厚生制度や退職金制度の充実を図る



- ・保険の活用で社員の方が一を保障
- ・費用は経費処理が可能（要件によって経費処理が異なります）
- ・【返戻金】は退職金財源に充当することができる
- ・全員加入の義務はなし



保険を従業員の福利厚生に役立てるためには、退職金規定・見舞金規定・福利厚生規定などをあらかじめ決めておくことが大切です。事が起こったときに、いち早く動けるような体制や備えがある事实は、それだけで従業員へ安心感を与えることができるでしょう。

**【保障】や【財源確保】、【損金算入】等の保険のメリットを活用しましょう！**

法人保険は従業員の方が一や、退職時の資金準備として活用できますが、保険料が発生するほか、経理処理も複雑になりがちです。得られる保障とかかるコストを比較したうえで導入し、自社経営に生かしていきましょう。

**退職金を準備するには長期的な計画が大事です。詳しくは、担当者までご相談ください。**



#### <退職金・年金制度の参考>

他に退職金・年金制度としては「中退共（中小企業退職金共済制度）」「特退共（特定退職金共済制度）」「企業型確定拠出年金」などがあります。

	中退共	特退共	企業型確定拠出年金
企業規模条件	あり	なし	なし
掛金についての課税	全額損金扱い・全額非課税	全額損金扱い・全額非課税	全額損金扱い・全額非課税
加入資格 従業員	従業員全員加入が原則	従業員全員加入が原則	全員加入しなくてもOK
加入資格 役員	役員・事業主は加入できない	役員・事業主は加入できない	加入可能
特徴	企業が、毎月一定額を納める。積立金の運用は、勤労者退職金共済機構が行う	商工会議所が「特定退職金共済団体」として国の認可を得て実施	企業が掛金を積み立てし、加入者である従業員が自ら資金を運用して受け取る年金制度

詳細は各サイトにてご確認ください！

**それぞれ特徴・条件があるので、会社に向いている制度を選択しましょう！**

# 学習まんが『税金のひみつ』が完成!

財務省と株式会社Gakkenがコラボした小学生向けの学習まんが『税金のひみつ』が完成しました。ストーリーは、税金の意義や役割に無関心な少年が、夢の中でゲームの世界に入り込み、その世界での様々な出来事を通じて税金の大切さを学ぶというものです。

税金の使いみちや税金の歴史などを詳しく解説した「コラム」や、各ページの欄外に1行で記載した「まめちしき」もあり、税金について深く学べる内容となっています。

疑問に思っていることや、知りたいことが分かりやすく説明されているので、子どもはもちろん、大人にも勉強になると思います。ぜひチェックしてみてください。



**税金のひみつ**  
おがたか はる

シリーズ : 〇〇〇のひみつ  
0円(税込)

税金は「社会の会費」ともいわれているよ。社会にいるみんなが税金い、よりよい社会を作ろうとしているんだ。では、税金はどのようにするのかな? この本では、税金の目的や役割、集め方や使い道などについて...



学研まんがひみつ文庫HPより

★電子版は、「学研まんがひみつ文庫」及び「学研キッズネット」のサイトから無料で読むことができます。

## 職員コラム

このコーナーでは、当事務所職員がひとりずつマイブームについて紹介していきます。  
職員それぞれの個性を楽しんで頂ければ幸いです☆



### テーマ: 「絵本」



今月の担当: 総務部 畠中 由香

毎月一回、娘と一緒に図書館に絵本を借りに行くのが習慣になっています。図書館で借りる絵本を探していると、思いがけず素敵な絵本に出会うことがあります。そんな絵本の中からjunaida (ジナイダ) さんの絵本をご紹介します。



福音館書店HPより『Michi』

『Michi』という絵本でした。この絵本には文字がありません。ページをめくるごとにとても繊細なタッチで描かれた世界が広がっていて、ひとつのページからたくさんの物語が

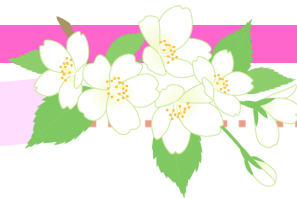
はじまりそうな、そんなワクワクする絵本です。  
二冊目は『の』という絵本。「わたしの お気に入りのコート の ポケットの中のお城の…」とはじまっていくのですが、普段何気なく使っている“の”という接続詞でどんどん世界が広がっていき面白い絵本です。



福音館書店HPより『の』

どちらの作品も想像の世界は無量大! という面白さを教えてくれます。娘にもいつまでも想像することの楽しさ・ワクワク感を忘れないでいて欲しいなと思います。





今年、桜の開花が早く入学式には葉桜を通り越してしまいました。  
その代わり、楠などの若葉が萌え出て柔らかな緑色がさわやかで、初々しい新入生にはかえって似つかわしいのかもしれないとおもっているところです。

学校が春休みの間、コロナ禍以来、久しぶりに遠出をしようということで大宰府まで行ってきました。太宰府天満宮にお参りして隣の九州国立博物館を見て、とお天気もよく春の良き遠足となりました。

ミュージアムショップで、「さいふごま」というものを見つけました。

説明書きによると、太宰府天満宮に参拝することを「さいふ参り」ということからその名が付けられたそうです。

こまは、平安時代は貴族の遊び道具でしたが、菅原道真公が大宰府に伴ってきた幼子のために持ってきたのがこの地に伝わったといわれているそうです。

こまに、美しい模様や大宰府の名所を描いたものが様々においてあって、遊び道具というより観賞用だな、とみていたのですが、中に葛飾北斎の日新除魔図を描いたものがありました。

これは、北斎が「日新たに魔を除く」ことを願って、獅子や獅子に所縁のある人などを毎朝、日課として描いたものです。墨絵で描いたものに日付が添えてあるものですが、国内外に流出しているものが多く、九州国立博物館には219枚ものまとまった数のものがあるそうです。

驚くのは、この絵を描いていたのは北斎が83歳頃だということ。天保時代ですから、19世紀半ば。ペリーの黒舟の来る十年ほど前の時代です。

人生百年時代と言われている現代と違って、60歳の還暦が長寿でめでたい、という時代です。その中で北斎は90歳まで生きました。そして、生涯、画業に打ち込みました。

昨日よりも今日、今日よりも明日、自分の絵を改革していこうとしていた北斎、今、「リスクリング」という学び直しが注目されていますが、北斎のような気迫と意欲をもって学び続けたいといけなく改めて思います。

こまは、芯を軸にしてくるくと回転するので、「心(しん)の強い、自由な発想ができるように」「人生が順調に回るように」という願いを込めた縁起物です。

新年度に入りました。旧年度の振り返り、まとめを決算という形で行いつつ、経営がこまのように安定して回転するようするには、どうしたらよいか顧問先の皆様と一緒に考えていきたいと思っています。



美恵野

学校のチャイムは遠く春の風邪



さいふごま

## 連絡先：税理士法人 上川路会計

■本店 下荒田事務所  
〒890-0056 鹿児島市下荒田4-1-9  
Tel 099-252-7070 FAX 099-252-6400

■支店 甲南永山事務所  
〒890-0052 鹿児島市上之園町14-11  
Tel 099-255-3898 FAX 099-255-1992

■支店 名山町鹿児島ビル事務所  
〒892-0821 鹿児島市名山町1-3鹿児島ビル4F  
Tel 099-223-3465 FAX 099-223-4348

URL <http://kamikawaji-kaikei.com/>

上川路会計

検索

### 編集後記

4月は、新生活の始まりなど生活が大きく変化する季節です。普段より緊張する機会やストレスを感じる事が多く、メンタル面を支える自律神経も乱れがちになってしまいます。日々目の前の事に追われ、気づかぬうちにストレスが強くなっていることもありますので、休日や就寝前など、積極的にリラックスした時間を過ごすようにしましょう。



編集委員 上川路美恵野 奥山 清水 関 鶴田 畠中(由) 横山

## ご相談は上川路まで

税務や会計、経営や保険などについて、分からないことがあれば上川路会計にご相談ください!

また、お知り合いに開業予定の方がいらっしゃいましたら是非ご紹介ください!!

